

2018年7月17日

お客さま各位

岡山ガスエネルギー株式会社

**平成30年7月豪雨により被災された  
お客さまに対するガス料金等の特別措置について**

この度の豪雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。皆さまの安全と被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当社は、同災害に関連して災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまに対して、下記のとおりガス料金等の特別措置を実施させていただきます。

**1. 特別措置対象のお客さま**

災害救助法が適用された地域において被災され、当社窓口へ特別措置の適用をお申し出いただいたお客さま

**2. 特別措置の内容**

**(1) ガス料金について**

- ① 被災されたお客さまの平成30年6月（支払期限日が、災害救助法が適用された7月5日以降となるものに限ります）、7月、8月および9月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
- ② 平成30年7月分から向こう6ヶ月間において、被災されたお客さまがガスを全くご使用できなかった場合は、その料金算定期間のガス料金の基本料金は申し受けません。

**(2) ガス配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について**

被災されたお客さまで、ガスを供給するために配管等の工事が必要となった場合は、その工事費用を全額当社の負担にて実施いたします。

○本件に関するお問い合わせ先

【岡山・赤磐・玉野地区】	営業グループ	086-262-8885
【倉敷・総社・早島地区】	倉敷営業所	086-425-7788

(受付時間 平日・土日祝 8:30~17:15)

以上